

## 平成 28 年度第 2 回南区地域包括ケア推進会議「権利擁護部会」 報告

開催日時	平成 28 年 12 月 7 日(水) 16:00～17:30
会場	南区役所本館 2F 大会議室
出席者	委員 20 名, 事務局 11 名
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域ケア会議の開催状況について</li> <li>2 権利擁護に関する各団体及びいきいきセンターふくおかの取り組み状況について</li> <li>3 身寄りがない(親族の関わりがない)高齢者の支援について</li> <li>4 情報交換</li> </ol>
検討結果	<p>「身寄りがない(親族の関わりがない)高齢者への支援」を検討するにあたって、経済的に困っているかどうか、意思決定ができるかどうかという二つの観点から四つの類型を設定し、あらかじめ特定した具体的な生活状況において各団体はどのような対応策をとり、どんな課題があると考えているか、事前にアンケートを行った。</p> <p>今回の部会では、多岐にわたったアンケート結果から、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「医療同意が必要な場合」の中で「救急車を繰り返し利用する人」、</li> <li>(2)「住居の賃貸借契約が必要な場合」の中で「緊急連絡先がない人」、</li> <li>(3)「意思決定が困難な人全般」</li> </ol> <p>について、現場対応の状況を共有し、連携の可能性について検討した。</p> <p><b>【検討結果】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 救急車を繰り返し利用する人は、一般的に何らかの支援を必要としているものの、支援者となっていないという場合が多い。そこで、いきいきセンターへの情報提供について、救急隊が本人から同意を得た場合、区を經由していきいきセンターふくおかに伝え、本人支援につなげる流れを作ることになった。</li> <li>(2) 福岡市社会福祉協議会の事業「住まいサポートふくおか」について情報共有した。</li> <li>(3) 本人の意思確認につなげるには、早期にかかわり始めることや本人の生活史の把握の重要性を各団体とも上げており、そのためにいろいろな団体が連携し地域ケア会議などを通じて課題解決することが必要であるとの共通理解ができた。</li> </ol>
市に上げる課題	身寄りがない高齢者で意思決定が困難な場合の、医療行為の同意

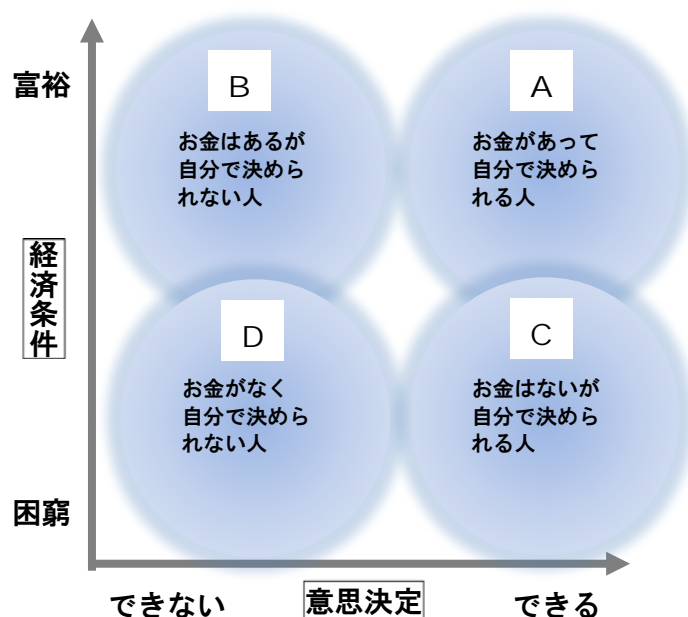
## 「身寄りがない（親族の関わりがない）高齢者への支援」に関する課題整理の枠組み

「身寄りがない（親族の関わりがない）高齢者への支援」という課題は非常に広範囲にわたります。各団体におかれても、様々なケースに直面し、日々いろいろな対応をなさっていることと思います。

今回、各団体での対応を伺うに際して、ある程度視点を定めてみることで、多岐にわたる問題を整理できるのではないかと考えました。

まず、高齢者の類型化です。困りごとの多くは「自分で意思決定できない（例:認知症など）」「経済的に困窮している」という二つが絡み合って生じていると仮定したものです。その二つの条件の組み合わせで以下のような4通りの類型が見えてきます。

身寄りがない高齢者の4類型



さて、身寄りがない高齢者の困りごとはどのような状況で発生するでしょうか。いくつかの文献などをもとに今回は以下の9通りの状況を上げました。

- ① 医療同意が必要な場合
- ② 入所契約・身元保証が必要な場合
- ③ 住居の賃貸借契約が必要な場合
- ④ 金銭管理が必要な場合
- ⑤ 日用品補充が必要な場合
- ⑥ 外出・通院に付き添いが必要な場合
- ⑦ 安否確認が必要な場合
- ⑧ 徘徊対応が必要な場合
- ⑨ 死去した場合

## 今回の検討の対象

### 1 「①医療同意が必要な場合」に関して

- 救急車の繰り返し利用者が多い。
- 繰り返し利用者の、情報提供をする窓口がどこなのかわからない。
- 保護課や関係団体と、消防側(救急隊)の情報共有や連携がない。

【南消防署】

- どの団体との連携が必要か
- 情報共有の仕組みは？

### 2 「③住居の賃貸借契約が必要な場合」に関して

- 賃貸借契約（住まいサポートふくおか）については、最低でも緊急連絡先が必要。しかし緊急連絡先さえ持っていない対象者の支援が課題である。

【社会福祉協議会】

- 住まいサポートふくおかの概要
- 同事業の活用の可能性

### 3 「⑩類型B・D（意思決定が困難な方）について」

- 制度や事業ありきで検討されてしまう場合があり、専門職によって本人をエンパワメントする手法や力量にまだ差がある
- 地域住民等の無償の支援の場合、依頼する際の役割、責任等の明確化と、十分な事前の確認
- CM等が善意で協力してもらう場合はありがたいが、本来の業務を超えている場合はこちらも専門職集団として依頼はしがたい。
- 医療機関等で、いまだに後見人等のできる事、出来ない事の理解が不足している場合がある。

【福岡県社会福祉士会】

- 相談のための制度は揃えているが、いかに相談につなげてもらえるかが課題。また、福祉職の方々に比べてフットワークに劣ることは、反省しつつも否定はできないところであり、弁護士だけでは対応が困難。後見人等をしている弁護士の中には福祉職の方々との連携に慣れていない者もいる可能性がある。

【福岡県弁護士会】

- 身寄りがない方の支援を行ううえで「意思の伝達」が今後も更に重要になると考えます。ご自身が明確に意思の表示ができる時に伝え残すこと、任意後見人制度の活用などが上げられると思われます。
- また法の専門家や各行政機関との連携も必須と考えており、医療/介護/生活の提供が一体的に守られる仕組みづくりの検討が必要です。

【福岡市老人福祉施設協議会】

- 関係機関・団体において認知症に対する知識・理解を一層深めていただくことを希望する。

【認知症の人と家族の会】

- 認知症状発症から社会とのつながりを拒んでおられる方への支援が必要

【南区介護支援専門員連絡協議会】